

第4章 水防団、水防協力団体並びに水防活動従事者の安全確保及び資材器具等の整備等

第1節 水防団員の定員の基準

水防管理団体の水防団員の定員の基準は、おおむね次のとおりとする。

なお、この定員基準は標準を定めたものであり、状況に応じ適宜弾力的に対応するものとする。

- 1 重要度A区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長20メートルないし30メートルにつき1人、その他の箇所については30メートルないし40メートルにつき1人の割合とする。
- 2 重要度B区域を管理する団体は、水防上特に重要と認められる箇所について、その延長40メートルないし50メートルにつき1人、その他の箇所については50メートルないし60メートルにつき1人の割合とする。
- 3 各水防管理団体の水防団員数は第7表のとおりである。

第2節 水防協力団体

1 水防協力団体制度

平成17年の水防法の改正により、水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であつて、水防団又は消防機関が行う水防活動に対する協力業務等を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる制度が創設された（法第36条）。

さらに平成25年の水防法の改正（水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号。平成25年6月12日公布、平成25年7月11日施行。））及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第13条により、水防協力団体の指定の対象が、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等の団体に拡大された。

これは、近年、水防活動の現場において、水防管理者が民間企業等と契約・協定を結び、水災発生時にこれらの民間企業等が最前線で活動するという実態や、水防団員の減少等の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえたものである。

水防協力団体の指定の対象となる者は、水防法第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことが認められる上記の団体である。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、水防に関する自主防災活動を行う民間の活動主体であることから、その活動は、①公権力の行使を伴う活動は除外する必要があること、②構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動に自ずと限定されること、③災害応急対策として実施される水防についての具体的行為については、水防責任を有する水防管理者の所轄の下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和が図られたものであることが必要である。

そのため、法第37条第1号が、水防協力団体の業務を「水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること」と規定しているとおおり、水防協力団体は、巡視、避難援助並びに土のうの袋詰め及び運搬など水防活動の中心を担う水防団等が行う水防活動に対する協力業務等を行うものとする。また、平成25年の水防法改正により、新たな業務として、水防に必要な器具、資材又は設備の保管又は提供が追加された。

水防協力団体の水防活動は、水防管理者の監督の下、水防管理団体からの情報提供や指導、

助言を受け，水防団又は水防を行う消防機関と密接に連携して行うこととし，水防管理団体の水防計画においては，水防協力団体の活動内容等を位置付けるものとする（法第2条第5項）。また，県は，水防協力団体に対して，その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする（法第40条）。

第7表

水防管理団体別水防団員等一覧

令和4年3月1日現在

	指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数					指定 非指定 の別	水防団・ 消防団の数		水防団員の数			
		水防団	消防団	専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)				水防団	消防団	専任水防団員		兼任水防団員 (消防団員)	
				定員	現員	定員	現員					定員	現員	定員	現員
仙台市	指定		7			2,344	1,942	加美町	指定		1			640	570
石巻市	指定		1			1,851	1,642	色麻町	指定		1			210	192
大崎市	指定		1			2,430	2,173	涌谷町	指定		1			280	269
気仙沼市	指定		1			900	692	美里町	指定		1			500	441
白石市	指定		1			700	573	女川町	指定		1			230	190
名取市	指定		(1)			(127)	(90)	南三陸町	指定		1			500	431
			1			480	362	塩竈市	非指定		2			245	130
角田市	指定		1			600	555	七ヶ宿町	非指定		1			140	127
多賀城市	指定		1			200	152	川崎町	非指定		1			270	240
岩沼市	指定		(1)			(350)	(287)	七ヶ浜町	非指定		1			220	182
			1			350	287	大衡村	非指定		1			200	140
登米市	指定		1			1,700	1,300								
栗原市	指定		1			1,800	1,483								
東松島市	指定		1			700	618								
富谷市	指定		1			179	166								
蔵王町	指定		1			300	294								
大河原町	指定		1			300	271								
村田町	指定		1			270	260								
柴田町	指定		1			350	278								
丸森町	指定		1			500	453								
亘理町	指定		1			460	353								
山元町	指定		1			300	274								
松島町	指定		1			250	203								
利府町	指定		1			131	107								
大和町	指定		1			565	508	阿武隈川下流 左岸水害予防 組合	非指定		[2]			[477]	[376]
大郷町	指定		1			310	241				0			0	0
市町村小計								指定		(2)			(477)	(377)	
								非指定		36			20,330	17,280	
水害予防 組合小計								指定							
								非指定		[0]			[0]	[0]	
合計								計		(2)			(477)	(377)	
								非指定		6			1,075	819	
合計								計		(2)			(477)	(377)	
								非指定		42			21,405	18,099	

※括弧内は、他の水防管理団体との併任で、()は内書き、[]は外書きである。
 ※阿武隈川下流左岸水害予防組合は令和4年3月16日付けで解散

第3節 水防活動従事者の安全の確保

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により、水閘門の閉鎖、避難誘導活動等に当たった多くの消防団員が亡くなられた。これを受け、平成23年12月14日に水防法が改正され、都道府県及び指定水防管理団体が策定する水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととされた。

1 水防活動の基本的な考え方

洪水、津波及び高潮による水防活動においては、水防活動従事者（水防団（消防団）等）は、自身の安全確保を図りながら原則として複数人で避難誘導や水防作業に当たることを基本とする（水門等操作を含む。）。大津波警報が発表され到達予想時刻までわずかな時間しかない場合等、緊急を要する場合は、水防活動従事者の退避を優先する必要がある。

2 安全確保の方策

(1) 水防活動従事者の緊急時の活動内容の見直し

イ 操作する水閘門の数等の見直し

水閘門操作等の水防作業に当たる場合は2名以上のグループ単位で原則1つの水閘門を操作する。作業時は、グループのうち1名は周辺状況を監視し危険を事前に察知できるようにする等、グループ内での役割分担を定めておくことが望ましい。

また、優先して閉鎖すべき水閘門を精査するなどにより、緊急時の作業量を減らすほか、退避のルール（津波到達予想時刻の〇〇分前には退避完了する、指示があるまでは出動しない等）を定めておくことが重要である。

なお、水閘門については、水防管理団体以外の者が管理者となっている場合は当該施設管理者との協議が必要となる。また、現在、沿岸部の水門等については津波により多数の施設が被災していることから、復旧計画の進捗に応じ操作のあり方について順次検討していく。

ロ 避難誘導活動の最適化

水防活動従事者自身も避難しながら住民の避難誘導を行うことが原則であるが、非常に困難を伴うことが予想される。特に、近年都市部等で発生している局地的大雨（ゲリラ豪雨）や津波発生時等は、事前の準備が困難で急遽避難が必要な状況に陥ることとなる。水防活動従事者及び住民の安全を確保するためには、住民自らが率先して避難するよう周知徹底する必要がある。ひいては、住民自身の日ごろからの備え（自助）、避難経路の確認等、水害に対する防災意識の向上のための取組を合わせて行うことが重要である。

(2) 水防活動を指揮又は監視する者の責務

水防活動が長時間にわたるような場合、水防活動従事者を随時交代させ、疲労に起因する事故を防止する必要がある。また、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに待避を含む具体的な指示や注意を行う。

なお、不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等は水防活動従事者に対し、事前に徹底することが必要である。

(3) 通信機器の携行、水防作業時の装備確保

出動車輛から離れて水防作業に従事している際も逐次気象情報や水防管理団体からの指示内容が入手できるよう、車載無線に加え、ラジオ、トランシーバー等の携帯可能な通信

機器等を整備することが望ましい。なお、通信手段は複数確保しておくことが望ましく、それが不可能な場合や、いずれの通信手段も使用できない場合の連絡手段をあらかじめ取り決めておくことが求められる。さらに、携帯無線、トランシーバー等の使用に当たっては、日ごろから水防訓練等において使用方法を確認しておく必要がある。

また、水防作業時にライフジャケットを着用するほか、ボート等を装備しておくことが望ましい。

(4) 出水期前の研修等

出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施し、堤防決壊前の待避の判断に資するため、決壊直前の堤体の挙動や漏水の事例等の資料を水防活動従事者全員に配付することが望ましい。

水防管理団体においては、上記考え方及び「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」の内容を踏まえ、水防団（消防団）の活動マニュアル等がある場合は見直しを、活動マニュアル等がない場合は新たに策定した上で、各水防団（消防団）員に対し周知徹底を図ることが重要である。特に、消防団数や分団が複数ある場合は、水害発生時において水防管理団体からの直接の指示が困難であることが予想されることから、水防作業等に当たる際の基本的考え方を周知徹底した上で、担当する地域に応じた活動マニュアルを整備し、内容を確認しておく必要がある。

なお、上記の考え方については、水防団（消防団）員だけでなく、地域において水防活動に従事することとされている者（自主防災組織等）に対しても周知を図ることが望ましい。

また、平常時からの水防団（消防団）及び自主防災組織などによる水防訓練等により活動マニュアルの確認、見直しを行い、実施可能かつ効果的な内容に改めていくことが肝要である。

第4節 資材器具等の整備

水防管理団体は、適宜水防倉庫又は代用備蓄場を設け、次の基準により資材器具を備蓄しておくものとし、常時その数量の確保のため水防地域近在の竹木の所在、各農家・農業倉庫等の手持ち数量の概況等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資材器具が使用され又は損傷し、不足を生じた場合は速やかに補充しておくものとする。

1 水防倉庫規格別備蓄基準

この基準は、標準を示したものであり、過去の水害の経験を生かし、実績に応じ必要な資材器具を備蓄するものとする。

品名	規格区分	空俵(俵)	木材(石)	杉丸太			かま	むし	縄	鉄線(kg)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	唐ぐわ(丁)	両つるはし(丁)	おのり(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	片手ハンマー(丁)	ペンチ(丁)
				2間末口3寸(本)	1間末口3寸(本)	1間末口5分2寸(本)													
数量	規格A (約30.6㎡)	600	約25	50	20	210	100	150	40	50	20	6	5	5	5	5	5	5	5
	規格B (約18.8㎡)	600	約10	20	30	90	30	50	30	20	20	6	5	5	5	5	5	5	5
	規格C (約13.3㎡)	350	約5	10	20	40	10	30	15	10	20	6	5	5	5	5	5	5	5

備考 (1) 上記資材のほか、備蓄不可能な資材、樹木、唐竹、粗朶等は付近採取地をあらかじめ選定しておき、採取するものとする。

(2) 標準備蓄資材のほか水防団員が各自携帯し得る資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充てるものとする。

(3) ライフジャケット、ボート等、水防活動従事者の安全を確保するための装備についても揃えておく必要がある。

2 県有資材器具の備蓄

県は、水防管理団体の水防活動が十分に果たし得るよう各水防区に水防倉庫を設置して資材器具を備蓄し、水防管理団体の要求に応じ応援するものとする。

3 県有資材器具の貸付要項

(1) 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準による必要な資材器具を整備しておくものとするが、水防活動に際して使用する資材器具に不足を生じたときは、法第28条(公用負担)の規定による措置を執るほか、次に掲げる「水防資材器具応援申請書」を県(土木事務所長)に提出し、応援を申請すること。

(2) 県は、資材器具の応援申請を承認したときは、申請者立会いの下、品名、数量等関係事項の確認を行い、引き渡すものとする。引渡しに当たっては、「水防資材器具出庫伝票」2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保管するものとする。

4 県及び水防管理団体の水防用資材器具の備蓄状況は、第8-1表及び第8-2表のとおりである。

5 その他の施設の設置状況は、第9表及び第10表のとおりである。

水防資材器具応援申請書

1 使用場所 河川名又は場所

2 資材器具名 数量

年号 年 月 日

〇〇市町村長 印
事務取扱者（職氏名） 印

宮城県〇〇土木事務所長 殿

----- 切り取り線 -----

水防資材器具出庫伝票

1 申請者 河川名又は場所

2 事務取扱者 (職氏名)

3 使用場所 河川名又は場所

4 数量

年号 年 月 日

宮城県〇〇土木事務所 印
事務取扱者（職氏名） 印

〇〇市町村長 殿

上記の資材器具を受領いたしました。

年号 年 月 日

〇〇市町村長 印

第5節 輸送の確保

非常の際、水防用資材器具、作業員その他の輸送を確保するため、各水防区は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路をあらゆる非常事態を考慮して樹立するものとする。

第9表

第二種側帯(水防備蓄)設置箇所

(1)東北地方整備局仙台河川国道事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m ³)
阿武隈川	阿武隈川下流	寺島	左	2.0k+0m	90	1,500
		寺島	左	2.4k+100m	95	1,000
		早俣	左	4.6k+0m	120	2,500
		早俣	左	6.0k+150m	45	1,800
		田沢	右	11.0k+0m	120	1,000
		小山	右	11.6k+50m	100	4,000
		南長谷	左	12.2k+0m	70	1,000
		小山	右	13.0k+0m	40	500
		佐倉	右	24.0k+0m	175	5,200
		梶賀	左	24.4k+0m	100	5,000
		青木	右	26.0k+0m	1,050	75,700
		金山	右	35.6k+0m	600	20,000
		館矢間	左	35.6k+50m	100	2,000
		合計				2,705
名取川	名取川	藤塚	左	0.0k+110m	50	750
		日辺	左	2.0k+0m	100	640
		閑上	右	2.4k+30m	100	5,500
		閑上	右	2.6k+0m	110	810
		今泉	左	2.8k+33m	90	5,000
		中田	右	3.2k+0m	100	660
		中田	右	5.0k+150m	50	1,300
		熊野堂	右	10.4k+165m	125	2,000
	広瀬川	長町	右	1.2k+87m	60	600
		若林	左	2.4k+0m	40	200
	笹川	笹川	左	1.4k+110m	70	1,400
		笹川	右	1.6k+110m	50	1,400
		笹川	右	1.8k+150m	50	1,000
		笹川	右	2.0k+100m	70	1,000
合計				1,065	22,260	

※ 第二種側帯とは、河川管理施設等構造令施行規則第14条第2号の規定に基づき、非常用の土砂等を備蓄する目的で設けられたものである。

(2)東北地方整備局北上川下流河川事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m ³)
鳴瀬川	鳴瀬川	船越	右	15.2k~15.5k	250	19,000
		水越	左	24.1k+153~24.3k+36.5	83	1,710
		鈴根五郎	右	28.0k+45~28.1k+160	215	3,000
		大谷	左	35.3k	70	2,490
		三本木	右	37.7k	70	1,620
		坂本	右	40.0k	50	840
		高倉	左	40.7k	100	2,230
	吉田川	若針	右	8.8k	70	1,730
		鎌巻	左	10.4k+200~10.6k+47	100	3,200
		内浦	左	11.6k+118~11.8k+120	230	22,800
		下志田	左	16.2k+15~16.4k+70	260	28,900
		粕川	左	17.4k~17.7k	360	45,800
		袋	右	22.1k~22.4k	300	62,600
		袋	右	22.6k~22.8k	250	77,600
		檜和田	左	25.0k~25.1k	100	5,600
		檜和田	左	25.5k~25.7k	200	9,300
		鶴巢	右	26.7k	100	3,430
	竹林川	竹林川	右	0.8k	100	20,350
	合計				2,908	312,200
	北上川	北上川	上沼	右	44.6k~44.7k	100
大泉			右	48.4k~48.5k	100	3,600
米谷			左	36.9k~37.0k	100	1,240
浅水			右	42.3k~42.4k	100	3,600
錦織			左	48.9k~49.0k	100	4,400
旧北上川		大瓜	左	6.7k~6.8k	45	2,000
		金山	左	11.9k~12.0k	100	880
		鹿又	右	16.5k~16.6k	70	820
		佳景山	右	17.9k~18.0k	100	2,100
		笈入	右	20.4k	70	980
		和渚	右	21.0k	70	1,800
		中津山	左	24.0k	57	1,200
		中津山	左	25.0k	83	1,100
倉埜		左	30.6k	70	1,200	
江合川		佐平次	左	10.2k	70	1,080
		砂田	右	11.6k	70	1,010
		新丁頭	右	13.2k~13.4k	200	2,660

	桜町	右	14.0k	70	1,610
	小牛田	右	16.2k~16.4k	200	7,210
	小牛田	右	18.4k~18.6k	70	1,130
	横梓	右	22.8k	58	1,060
	下谷地	左	23.8k	70	3,380
	城山	左	24.6k	200	2,710
	湊尻	左	27.0k	200	2,200
	桜ノ目	左	29.2k	200	2,320
新江合川	師山	右	1.0k	80	3,710
合計				2,653	59,000

第10表

二 線 堤 一 覧

(1)東北地方整備局北上川下流河川事務所

番号	河川名	所在地		現 況					備考
				道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
国1	吉田川	大崎市	起点 大崎市鹿島台広長字内ノ浦 終点 大崎市鹿島台木間塚字小谷地	有	国道	国道346号 鹿島台バイパス	4,120	道・堤	

(2)宮城県

番号	河川名	所在地		現 況					備考
				道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
仙1	西川	大和町	大和町鶴巢鳥屋字西川114	有	町道	清水谷線	500	堤	
大崎1	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字御堂下52地先 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-111地先	有	市道	夜ノ森・牛ヶ塚線	1,400	堤	
大崎2	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字御堂下10地先 田尻蕪栗字御堂下53地先	無			400	堤	
大崎3	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字牛ヶ塚4-270地先 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-93地先	有	市道	内谷地6号線	600	堤	
大崎4	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字牛ヶ塚4-93 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-3地先	有	市道	牛ヶ塚・下谷地線	800	堤	
登1	旧迫川	登米市	米山町西野字北土手60地先 米山町西野字北土手23-6地先	無			1,500	堤	
登2	旧迫川	登米市	米山町西野字北土手23-6地先 米山町西野字今平1-1地先	有	市道	梶沼・北土手外線	900	堤	
登3	旧迫川	登米市	米山町西野字藤ヶ巻132-1地先 米山町西野字砥落1-1地先	有	県道	新田米山線	900	道	
登4	旧迫川	登米市	米山町西野字新砥落1地先 米山町中津山字手作19地先	有	県道	米山迫線	1,600	道	
登5	旧迫川	登米市	米山町中津山字足洗西81-2地先 米山町中津山字新戸内2地先	有	市道	西足洗・戸内堤線 町田・千貫本線 斎藤2号線	2,000	堤	
登6	旧迫川	登米市	南方町十二山131-1地先 南方町新十二山52地先	有	市道	梶沼・新川前線	800	堤	
登7	旧迫川	登米市	南方町新十二山442-11地先 南方町山成前738-5地先	有	市道	高石・梶沼線	6,000	道・堤	
登8	旧迫川	登米市	南方町新表前67-2地先 南方町新畑岡下259地先	有	市道	大坂・太田線	1,900	道・堤	
登9	旧迫川	登米市	南方町新一ノ曲778地先 南方町太田46地先	有	県道	瀬峰豊里線	200	道・堤	
登10	旧迫川	登米市	南方町畑岡下211地先 南方町畑岡下152地先	有	市道	沼崎・一の曲線	300	道・堤	
			合 計				19,300		

※ 二線堤とは、本堤背後の敷地内に造成された堤防で、本堤が破堤した場合に洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる目的で設けられたものである。